

企画提案コンペのお知らせ

次のとおり企画提案コンペを実施します。

令和6年4月22日
公益財団法人三重県産業支援センター
理事長 岡村 昌和

1 企画提案コンペに付する事項

(1) 委託業務

令和6年度「三重県産業支援センター広報紙『MIESC』」企画・作成業務委託

(2) 委託業務の特質等

別紙「三重県産業支援センター広報紙『MIESC』」企画・作成業務に関する仕様書及び「三重県産業支援センター広報紙『MIESC』」企画・作成業務企画提案書作成要領を参照。

(3) 委託期間

契約日から令和7年3月21日（金）まで

2 企画提案コンペ参加者及び受託者に必要な資格

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと、及び同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請により速やかに対処できる者であること。
- (6) 過去に民間企業、国、地方公共団体などの広報紙等にかかる企画・作成業務等を請け負った実績があるなど受託業務について十分な業務遂行能力を有する者であること。
- (7) 企画提案コンペの参加にあたり、国内の法律並びに三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な企画提案等を行うこと。
- (8) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容及び納期等を厳守し、誠実に契約を履行すること。
- (9) 申請書及び添付書類について、個人情報以外は情報公開の対象となることを承諾すること。

3 企画提案コンペ参加者に求められる義務

企画提案コンペに参加を希望する者は、(1)及び(2)に掲げる証明書等を令和6年5月16日（木）正午までに4の(1)の場所に持参し、参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、最優秀提案者にあつては、結果通知受領後に(3)及び(4)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書

(2) 次に掲げるいずれかの書類

ア 法人にあっては、法人登記簿謄本または登記事項証明書（商号、所在地、代表者、資本金等の事項が記載されているもので、発行日から3ヶ月以内のもの）の写し

イ 個人にあっては、「身分証明書（身元証明書）」及び「成年被後見人、被保佐人等について登記されていないことの証明書」の写し

※下記①から③に該当する者は、(2)の書類を免除しますので、その旨を証明することができるもの（入札参加資格確認結果通知書の写し等）を提出してください。又は、申請書に登録番号を記載してください。

①三重県入札参加資格者名簿（建設工事関係）登録者であって、登録済みの情報に変更がない者

②三重県物件等地域調達型電子入札システム利用登録者であって、登録済みの情報に変更がない者

③当センターから過去に入札参加資格確認結果の通知を受けた者であって、通知書の有効期間内かつ資格確認事項に変更のない者

(3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がない証明用）」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し※

(4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書（県税に滞納がないこと）」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し※

※新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書、納税確認書の提出ができない場合は、申立書（別添）を提出してください。申立書は、あくまでも納税証明書、納税確認書が発行されない場合の対応ですので、発行される場合や有効期間内（6か月以内）に発行された納税証明書、納税確認書で確認できる場合は、提出（提示可）を必ず受けてください。

4 企画提案コンペ手続に関する事項

(1) 担当所属

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891 三重県合同ビル5階

公益財団法人三重県産業支援センター 総務企画課 担当 南川

電話 059-228-3321 FAX 059-226-4957

URL <https://www.miesc.or.jp/> E-mail soumu@miesc.or.jp

(2) 企画提案コンペ参加資格確認結果の通知

令和6年5月20日（月）にFAXにて通知します。

(3) 企画提案書及び見積書の提出について

令和6年5月27日（月）17時までに企画提案書類一式を提出して下さい。

なお、郵送の場合には、上記日時までの必着分に限ります。

5 企画提案コンペの実施方法に関する事項

(1) 企画提案コンペは、提案者によるプレゼンテーションによる審査を予定しています。

なお、審査は令和6年6月3日（月）を予定しています。

(2) 企画提案コンペ結果の通達方法について

審査の結果については令和6年6月5日（水）以降に FAX により行う予定です。

6 企画提案コンペにかかる注意事項

(1) 見積書の金額の記載

金額の記載については、各号の単価と合計金額を消費税および地方消費税抜きの額と消費税および地方消費税込みの金額を記載してください。

また、提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(2) 契約保証金

契約保証金は、公益財団法人三重県産業支援センター会計処理規程（以下「規程」といいます。）第72条によります。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更正（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更正計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規程第72条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第72条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(3) 受託者の決定方法

コンペ取扱指針第4条に定めるコンペ選定委員会において、定められた予定価格の制限の範囲内で、コンペに参加する者の提出した企画提案書及びプレゼンテーションにより審査し、受託者を決定します。

(4) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

(5) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

A 断固として不当介入を拒否すること。

B 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

C 公益財団法人三重県産業支援センターに報告すること。

D 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、公益財団法人三重県産業支援センターと協議を行うこと。

(6) 遵守事項

受託者及び業務従事者は、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らさないこと。

7 その他

(1) 企画提案コンペ及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 企画提案コンペの中止

天災その他止むを得ない事由により企画提案コンペを行うことができないときは、企画提案コンペを中止します。

(4) 本企画提案コンペの事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。企画提案コンペ実施後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(5) その他必要な事項は、「公益財団法人三重県産業支援センター会計処理規程」に規定するところによります。